

電子帳簿保存法対応セミナーの開催について

～「概要から具体的な対応」について～

令和4年1月に施行された電子帳簿保存法は、令和6年1月からの電子取引に関する電子データの保存が必要となる制度改正です。電子取引は取引先に請求書等を電子メールで送っている方や、先方から電子メールで請求書等が送られてくる方、ネットで事業用の備品などを購入される方などが当てはまりますので、これらを利用している事業所の方はこの機会にぜひご参加ください。

★セミナー内容

- ①電子帳簿保存法の概要について
- ②電子取引データの保存義務化について
- ③電子保存の具体的な方法(事務処理規定など)



日 時：令和4年11月29日(火) 14:00～16:00

会 場：旭市商工会 3階 大研修室

講 師：税理士 鈴木 敏夫 先生

受講料： 無 料

定 員： 20名(先着順で締め切ります)

※ 新型コロナウイルス感染症対策の為、人数を制限させていただきます。

申込先：旭市商工会 TEL 0479-62-1348 (旭市口の795番地6)

旭市商工会 行 (FAX 0479-62-1344)

電子帳簿保存法対応セミナー		受講申込書(令和4年 月 日)	
事業所名		TEL	-
		FAX	-
所在地	(〒 -)		
受講者	氏名	氏名	

※ご記入いただいた情報は、商工会からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、新型コロナウイルス感染症拡散防止対策の為に利用致します。

※千葉県や旭市内における新型コロナウイルスの感染状況により、セミナーが中止になる場合がございます。